

庁内コンビニ交付対応マルチコピー機 一式 質疑回答

No.	質 問 事 項	回 答
1	<p>「公告日の前日までに完了し引渡しの次の要件を満たす納入の実績」との記載があるが、新製品の為、引渡し済実績がない。前任機での納入実績「納入実績等調書」提出でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
2	<p>車椅子の方が操作される際、水平に近い取付だと操作画面を見ることが困難であるとの認識ですが、横からでも見えやすい操作画面の角度調整ができるようなチルト機能を有していることが必須要件であるとの認識でよいか。</p>	<p>仕様書のとおりです。 チルト機能は必須要件ではありません。別添1の6の要件を満たす機能等は特定しません。</p>
3	<p>仕様書 別添1 7 令和3年11月より新500円貨幣が発行されており、導入から複数年使用されることを想定されているかと思うが、導入時および運用期間の間に新500円貨幣は多数流通することが予想されます。新500円貨幣が利用可能であることは、本件調達対象の証明書交付機も当然に必須要件であるとの認識でよいか。 また、示されているコインベンダーは両替機や外付け品などを取り付けることなく、本体性能で完結するものとの認識でよいか。</p>	<p>仕様書のとおりです。 新500円貨幣の対応については、必須要件ではありません。 また、コインベンダーは外付けまたは本体性能機能は問わず、機能を有していることが要件です。</p>
4	<p>利用者が自由にトレイを開閉できないようにすることを目的としていると認識しており、隠しロック等の機能で利用者が自由にトレイを開閉できない対策を施していることで本項の要件を満たしているという認識でよいか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
5	<p>キャッシュレス決済機能につきまして、現時点で対応を前向きに検討しており準備を進めている状況ですが、対応時期は未定となっております。本件については、参加要件を満たしているとの認識でよいか。</p>	<p>納入期限の令和5年8月31日までにキャッシュレス機能を有している事が要件になります。</p>

6	<p>行政証明書の交付を行う為には、J-LIS との契約により委託される証明書等自動交付サービスを使用するという認識だが、J-LIS が提供する証明書交付サービスは7か国語（日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）に対応しているため、本件調達対象の行政証明書交付機器におけるメーカー操作画面も同様に7か国語に対応していないと、利用者の利便性を著しく損ねるものとする。上記7か国語での表示に対応していることが、本件参加の必須要件との認識で相違ないか。</p>	<p>証明書交付サービスが言語対応しているため、コピー機に他国の言語対応は必須要件ではありません。</p>
7	<p>コンビニ交付システムの運用停止を行う場合のコンビニ交付システム構築業者に係る対応費用につきましてお伺いします。</p> <p>本件の対応費用とは、具体的に何を指しているのか。また、対応が必要となった際の費用内訳について示してください。</p>	<p>仕様書のとおりです。</p> <p>仕様書4 調達対象物件の要件等に示しているとおり、稼働する製品を納入することを要件としているため、事前に電波状況を調査する場合は、調達費用に含めてください。証明書が交付できる状態で納品していただくことが要件です。</p>